



※高等専門学校設置基準(助手を除く)

①(第六条第2号)一般科目教員数18人以上・・・呉高専21人

②(第六条第3号)専門科目教員数29人以上・・・呉高専41人

③(第七条)専門科目教員(教授・准教授)数が全教員数(助手を除く)の二分の一以上